

地方独立行政法人青森県産業技術センター 研究諮問委員会設置要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方独立行政法人青森県産業技術センター研究評価実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する研究諮問委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 委員会は、要綱第7条に規定する外部評価の実施に関し、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 要綱第4条第1号に規定する事前評価に関すること。
- (2) 要綱第4条第2号に規定する中間評価に関すること。
- (3) 要綱第4条第3号に規定する事後評価に関すること。
- (4) その他外部評価に関すること。

(委員)

第3 委員は、研究所の研究評価における基本的な評価項目等に関し、優れた識見を有する者を理事長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4 委員会に会長をおく。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5 会長は、委員会を総理し、会議の議長を務める。

2 会長は、必要に応じて、委員以外の者に対し出席を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、本部事務局企画経営室において処理する。

(委員の責務)

第7 委員は、第2各号に規定する外部評価に関し、厳正な審議に努めるとともに、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年2月10日から施行する。